
「監事会規則」の一部改正について

日証協 平成 21 年 10 月 23 日

昨年11月の監事監査規程の改正に伴い、監査報告書の提出及びその謄本の送付について、あらためて監事会規則に規定する等所要の整備を図るため、「監事会規則」の一部を改正した。

本規則改正は、平成 21 年 10 月 23 日から施行する。

規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「監事会規則」の一部改正について

平成 21 年 10 月 23 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

昨年 11 月の監事監査規程の改正に伴い、監査報告書の提出及びその謄本の送付について、あらためて監事会規則に規定する等所要の整備を図るため、監事会規則の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

- (1) 監事会は監査報告書を計算書類等を提出した役員等に提出するとともに会計監査人にその謄本を送付する旨の規定を新設する。(第 9 条第 5 項)
- (2) 「監事会及び監事の監査に関する事項」を「監事の監査に関する事項」に変更する。(第 14 条)

3. 施行の時期

平成 21 年 10 月 23 日から施行する。

以 上

「監事会規則」の一部改正について

平成 21 年 10 月 23 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(監査報告書の作成等) 第 9 条 監事会は、役員等から計算書類等を、会計監査人から監査報告書等を受領する。 2 監事会は、監査報告書記載事項等について監事の報告を受け、協議のうえ定款第 69 条第 3 項に規定する監査報告書を作成する。 3 各監事において異なる意見がある場合であつて、かつ、当該監事の求めがあるときは、監事会は、当該監事の意見を前項に規定する監査報告書に付記するものとする。 4 第 2 項に規定する監査報告書には各監事が署名押印する。常任監事は常任である旨を記載する。 <u>5 監事会は、第 2 項に規定する監査報告書を第 1 項に規定する計算書類等を提出した役員等に提出するとともに、その謄本を会計監査人に送付する。</u> (監事監査規程) 第 1 4 条 監事の監査に関する事項は、法令又は定款若しくはこの規則に定める事項のほか、別に定める監事監査規程による。 付 則 この改正は、平成 21 年 10 月 23 日から施行する。	(監査報告書の作成) 第 9 条 監事会は、役員等から計算書類等を、会計監査人から監査報告書等を受領する。 2 監事会は、監査報告書記載事項等について監事の報告を受け、協議のうえ定款第 69 条第 3 項に規定する監査報告書を作成する。 3 各監事において異なる意見がある場合であつて、かつ、当該監事の求めがあるときは、監事会は、当該監事の意見を前項に規定する監査報告書に付記するものとする。 4 第 2 項に規定する監査報告書には各監事が署名押印する。常任監事は常任である旨を記載する。 (新 設) (監事監査規程) 第 1 4 条 <u>監事会及び</u>監事の監査に関する事項は、法令又は定款若しくはこの規則に定める事項のほか、別に定める監事監査規程による。